

チュニジア
商標令(登録)

工場、商業及びサービス標章の登録並びに登録に対する異議申立(objection)に係る手続
並びに標章国家登録簿への記入に係る手続を定める

2001年7月11日の命令 No. 2001-1603

施行：2001年7月20日

目次

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条
- 第6条
- 第7条
- 第8条
- 第9条
- 第10条
- 第11条
- 第12条

第1条

標章の登録出願には、必ず、次に掲げる書類及び情報を含むファイルを添えなければならない：

(1) 工業所有権に責任を有する機関により定められた様式を用いて作成した標章の登録を求める願書。

出願においては、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- 出願人の身元及び宛先、
- 図形的表示3部から成る標章のひな形、
- 当該標章が用いられる商品又はサービス及び当該商品及びサービスが属する類、
- 該当する場合は、出願人が国外における先の寄託に伴う優先権を主張している旨の表示、

(2) 所定手数料の納付の証拠、

(3) 存在する場合は委任状、

(4) 標章として登録された標識の識別性が使用を通じて取得された場合の使用の正当化理由、

(5) 出願人がチュニジア領域内に住所も登録事務所も有さない外国人である場合において、国際条約に従うことを条件として、同人が自己の住所地国又は登録事務所が本拠としている国において（ただしこれらの国がチュニジアの標章に互恵的保護を付与することを条件とする）合法的に当該標章を登録したとの証拠。

単一の寄託は1個の標章のみを対象とすることができる。

第2条

工業所有権に責任を有する機関は、寄託物を受領したときは、登録出願に寄託の日及び番号を表示する。

その後のすべての通信又は書類の提出で登録出願番号を記載しないもの又は該当する場合に所定手数料の納付の証拠を添えていないものは、認容できないものと宣言される。

第3条

工場、商業及びサービス標章の保護に関する法律第11条に規定する異議申立は書面により提出する。

異議申立には次に掲げるものを含めるものとする：

(1) 標章国家登録簿への異議申立の記入に係る請求書2部。請求書には次に掲げる情報を記載する：

- 異議申立を行った者の身元並びに当該人の権利の存在、内容、出所及び範囲を証明できる情報
- 異議申立の対象である登録出願に関する参照事項及び異議申立の対象である商品又はサービスの表示；

(2) 次に掲げる書類：

- 異議申立の根拠となっている手段の説明；
- 該当する場合は委任状。

第4条

異議申立は、次に掲げる手続に従って提起するものとする：

(1) 異議申立は、遅滞なく登録出願の所有者に通知する。同人が意見を提出し、かつ、該当する場合は委任状を整えるための所定の期間を与える。所定の期間は、45日以上でなければならない；

(2) 登録出願の所有者が所定の期限内に意見を提出すること又は必要な場合に委任状を適法に整えることを怠った場合は、同人は、異議申立を行った者の言い立てを黙認したものとみなされ、従って登録出願を取り下げたものとみなされる；

(3) 登録出願の所有者が意見を提出した場合は、工業所有権について責任を有する機関は、写しを異議申立を行った者に送付し、かつ、両当事者に対し、両当事者間の和解を達成する目的で、当該機関の事務所に当該機関が設定する日に出頭するよう求める；

(4) 工業所有権について責任を有する機関は、当該事件を検討し、両当事者を聴聞したときは、円満な解決方法を提案するものとする。

円満な解決方法が両当事者により受け入れられた場合は、両当事者及び工業所有権について責任を有する機関の法定代理人が署名する公式報告に当該合意を記録する。

登録出願に関してとられた引き続きの措置の詳細を公式報告に記録する。

当事者の一方が円満な解決方法を拒絶し、かつ、異議申立を行った当事者が、工業所有権について責任を有する機関の法定代理人が行った調停不成立の記録から2月以内に、標章登録出願に異議を申し立てる請求を管轄裁判所に行なったことの証拠を提示した場合は、工業所有権について責任を有する機関は、問題の標章に関する登録手続を停止する決定を下す。

第5条

登録出願の所有者は、自己が提出する意見において、異議申立を行った当事者に対し、異議申立の根拠とされている権利の喪失が当該権利の不行使の結果として生じたものではないことを証明する書類を提示するよう求めることができる。

工業所有権について責任を有する機関は、異議申立を行った当事者が当該書類を提示するために1月の期間を与える。

第6条

異議申立手続は、次に掲げる場合に終了する：

(1) 異議申立を行った当事者が、行為能力を失ったか又は自己の権利を失っていないことを証明する書類を第5条に規定する期間内に提示しなかった場合；

(2) 両当事者間に合意が成立したため又は異議が申し立てられていた登録出願が取り下げられたか若しくは拒絶されたために、異議申立が無意味になった場合；

(3) 異議申立の根拠であった先の標章の効力が消滅した場合。

第7条

各寄託について、次に掲げる事項を標章国家登録簿(以下「登録簿」という)に記入する：

(1) 出願人の身元及び寄託についての参考事項並びに寄託の存続又は範囲に影響を及ぼすその後の行為；

(2) 標章の所有権又はそれに伴う権利の享有に変更をもたらす行為及び標章の所有権が主張されている場合はその登録又は相応する譲渡に対する異議申立；

(3) 出願人の名称，法的地位又は宛先の変更及び登録簿の記入事項に影響を及ぼす実質的な誤りの更正。

第 8 条

第 7 条 (1) にいう情報は，工業所有権について責任を有する機関の判断により又は裁定が最終的なものであり，かつ，取消若しくは権利剥奪に関するものである場合は当事者の一方の請求により，記入するものとする。

第 9 条

第 7 条 (2) にいう標章の所有権又はそれに伴う権利の享有を修正する行為—たとえば移転，使用権の付与，担保の移転又はその放棄，差押，差押の実行及び解除等—は，当該行為の当事者の一方の請求により，登録簿に記入する。

標章の登録に対して異議申立が行われた場合は，登録簿への記入は，異議申立を行った当事者の請求により行う。

第 10 条

名称，宛先及び法的地位の変更並びに実質的な誤りの更正は，登録出願の所有者又は標章の所有者の請求により登録簿に記入する。

ただし，かかる変更及び更正が先に登録された行為に関する場合は，当該行為の何れの当事者も請求することができる。

第 11 条

登録簿への記入申請には，次に掲げるものを含めるものとする：

- 登録請求書 2 部
- 登録を正当化する書類
- 所定手数料の納付の証拠
- 該当する場合は委任状

第 12 条

産業大臣は，チュニジア共和国官報において公告される本令の施行について責任を有する。